

ビリヤード普及事業振興協力金（N.B.A. Support Fee）規約

協力金実行委員会作成

規約目次

「規約」

1. 名称	・・・・・・・・ 2
2. 目的	・・・・・・・・ 2
3. 期間	・・・・・・・・ 2
4. 管理運営	・・・・・・・・ 2
5. 用途	・・・・・・・・ 2
6. 事業内容	・・・・・・・・ 3
7. 規約の改訂	・・・・・・・・ 4
8. 全国カレンダー記載大会のデータ	・・・・・・・・ 4
9. 不測の事態の対処	・・・・・・・・ 4

「細則」

1. 委員会の構成	・・・・・・・・ 4
2. 役員	・・・・・・・・ 4
3. 召集及び議決	・・・・・・・・ 4
4. 委員会の業務	・・・・・・・・ 5

「内規」

1. 協力金実行委員	・・・・・・・・ 5
2. 委員会役員	・・・・・・・・ 6
3. 支部割当負担金	・・・・・・・・ 6

「附則」

「委員会業務必携」	・・・・・・・・ 7
-----------	------------

書式見本を巻末に添付

ビリヤード普及事業振興協力金規約

1. 名称

- ①. 本事業の名称を「ビリヤード普及事業振興協力金」とする。
また通称を **N.B.A. Support Fee (N.S.F.)**とする。
- ②. 本事業を管轄する委員会の名称を「協力金実行委員会」とする。

2. 目的

本協力金はビリヤード界全般の発展に寄与すると認められる事業に対する助成を目的とする。

3. 期間

本事業の開始は平成 23 年 1 月 1 日とし、終了期日は特に規定しない。
本事業は以下の要件をもって終了させることが出来る。

- ①. ビリヤード界の状況の変化等により、本事業の存在意義または合理性を失する等の場合、理事会決議及び総会の承認をもって終了する。
- ②. 本事業終了時において本事業が残金を有する場合、理事会決議及び総会承認の手続きをもって適切に処理されるものとする。
- ③. 協力金実行委員会は残金処理が終了し次第解散するものとする。

4. 管理運営

本事業の管理運営は協力金実行委員会が行う。
管理の内容及び範囲については「細則」に定める。
運営業務の実施要綱については「委員会業務必携」に定める。

5. 使途

本事業の資金は以下の用途に限定して使用される。

- ①. 海外の大会における選手への報奨金。
- ②. アジア大会関連事業。
アジア大会の種目より外れた場合はその再参加までの間、アジアインドア&マーシャルアーツゲームを助成対象とする。
(平成 25 年 3 月 28 日 NBA 総会決議による)
- ③. ジュニア育成事業。
全日本ジュニア選手権大会 (JOC カップ) への助成。
その他ジュニア育成の為の事業への助成。
- ④. 日本体育協会加盟に関する補助。

県体育協会加盟の為の入会金及び初年度会費への補助。

- ⑤. 国体デモスポ行事及び全国アマチュアビリヤード都道府県選手権大会への補助。
- ⑥. ビリヤードの発展、活性化に資すると認められた事業で、申請額が10万円までのものは委員会が承認したもの、30万円までのものは委員会の審議を経て理事会が承認したもの、30万円を超えるものについては委員会、理事会の可決を経て総会が承認した事業への助成。
- ⑦. 公益社団法人日本ビリヤード協会に対し、以下の条件を以て資金の短期貸出が出来るものとする。
 - i. 貸出限度額 単一 NBA 会計年度において、二百万円を限度とする。
 - ii. 貸出期間および返済
返済期限は会計年度内とする。
返済については各理事が保証するものとする。
 - iii. 貸出要項
貸出は無利子、無担保とする。
貸出を受ける場合は所定の申請書に金額、使用目的、完済予定日を記入し、協力金実行委員会に提出するものとする。
(⑦は平成 25 年 6 月 25 日 NBA 総会決議による追加項目)
- ⑧. オリンピック及びパラリンピックに関する事業。
(⑧は平成 27 年 3 月 26 日、26 年度 NBA 定例理事会決議による追加項目)

6. 事業内容

資金の調達

- ①. N.B.A.全国カレンダー記載大会の公認料の内、1万円を協力金として徴収する。
- ②. N.B.A.全国カレンダー記載大会の各主管者より、参加1名あたり200円を協力金として徴収する。
- ③. N.B.A.加盟団体、地区支部より、それぞれに定められた金額を協力金として徴収する。
各支部割当負担額は「内規」に記載する。

但し以下の事業に限り上記項目①②より除外する。

- i. プロテスト
- ii. 全日本ジュニア選手権大会 (JOC カップ)
- iii. 全日本学校対抗ナインボール選手権大会
- iv. 国体記念大会、デモスポ行事

支払期限と支払方法

- ①. 協力金の会計年度を毎年1月1日より12月31日までとする。

- ②. 協力金の支払は以下の期限内に行われるものとする。
- i. 全国カレンダー記載大会の協力金の支払期限は大会終了日の1ヶ月後とする。
但し12月中に開催される大会の支払期限は12月31日とする。
予め複数大会の一括納入を申告した場合の期限は最終大会終了日の1ヶ月後とする。
一括納入できる大会は開催日が3ヶ月以内のものに限る。
全国カレンダー登録料は本協力金振込時に併せて納入するものとする。
 - ii. 各N.B.A.加盟団体の割当負担金は4月1日より10月31日までの期間内に支払うものとする。
 - iii. 請求書を必要とする団体は大会終了後1週間以内にN.B.A.ホームページより書式(i)「協力金連絡票」をダウンロードし、必要項目を記入し委員会にFAX又はメールで連絡する。その際「請求書希望」欄にチェックを入れること。
- ③. 支払方法は協力金口座への振込とする。
- 振込金額の明細はN.B.A.ホームページより書式(i)「協力金連絡票」をダウンロードし、FAXまたはメールにて委員会宛通知するものとする。
- いずれの場合も振込手数料は受け取り側の負担とする。
7. 規約の改正
- 規約及び細則は状況の変化により随時改正出来るものとする。
規約及び細則の改正は理事会の承認をもって発効するものとする。
8. N.B.A.カレンダー記載大会の各主管者はデータをN.B.A.事務局に提出することにより、要項、デザルトをN.B.A.ホームページにアップすることができる。
9. 不測の事態が発生した場合は理事会に諮るものとする。

「細則」

1. 協力金実行委員会の構成
- 協力金実行委員会の名称を以下において委員会と略記する。
- ①. 委員の任免は理事会決議による。
 - ②. 委員の定員は2名以上とし、上限は特にこれを定めない。
 - ③. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - ④. 委員は期末直近の理事会で選任する。委員の追加は随時理事会で行う。
 - ⑤. 委員は任期中であっても個人の意志で辞任することが出来る。

2. 委員会の役員

- ①. 委員会は必要に応じて役職及び部署を設けることが出来る。
- ②. 委員長は委員の互選により選任される。
- ③. 委員長の任期は2年とし再選を妨げない。
- ④. 委員長は任期中であっても個人の意志により辞任することが出来る。その他の役職においても同様とする。

3. 委員会の招集及び議決

委員会の開催

- ①. 委員会は委員長がこれを招集する。委員長が不在又はその他の不具合のある場合は副委員長がこれを代行する。
- ②. 委員会は毎年4月に定例委員会を開催する。また必要に応じて臨時委員会を開催することが出来る。
- ③. 委員会は委任を含めた参加者数が委員数の3分の2以上の時に成立する。
- ④. 議長は原則として委員長が務め、委員長が不在の時は出席委員の互選により選出する。

委員会の議決

- ①. 委員会の議決は出席委員の3分の2以上の賛同をもって可決とする。
- ②. 議事録は書記が作成し、それをもって委員会開催報告書とする。書記が不在の時は出席委員の中より筆記人を選出する。

4. 委員会の業務

- ①. 協力金口座は委員会が管理する。
- ②. 口座の名義は社団法人日本ビリヤード協会とする。
- ③. 委員会は協力金会計年度終了後、収支報告書を作成し理事会に報告する。
- ④. 入金管理
委員会は協力金が遅滞無く入金されるよう管理する。
期限を過ぎて入金の無い場合、委員会は速やかに請求するものとする。
- ⑤. 出金管理
支出は協力金よりの助成、補助が承認された事業に限定する。
デモスポ行事及び国体記念大会への補助、県体育協会加盟に対する補助は「助成金審査委員会」の決定をもって承認する。
出金に対する振込手数料は受け取り側の負担とする。
- ⑥. 委員会開催報告書を理事会に提出することにより、委員会の開催実費は協力金より支出される。
- ⑦. 委員会の業務の詳細については別途「委員会業務必携」（附則参照）に定める。

「内規」

1. 平成 22 年 8 月 27 日現在の協力金実行委員会の委員は以下の 4 名である。

(五十音順 敬称略)

北川 幸夫

久慈 薫

肥田 一美

横田 英樹

2. 委員会は委員の互選により、以下の役員を選任した。

委員長 北川 幸夫

副委員長 久慈 薫

3. 全国代表者会議において承認された支部負担金額は以下の通り。この負担額は 4 年間固定とし、格別の変更理由の無い場合は以降も継続される。

北海道支部	20,000 円
東北支部	40,000 円
関東支部	150,000 円
埼玉県協会	20,000 円
神奈川県協会	20,000 円
千葉県協会	20,000 円
静岡県協会	20,000 円
中部支部	90,000 円
関西支部	140,000 円
北陸支部	35,000 円
中国支部	35,000 円
四国支部	30,000 円
九州支部	40,000 円
沖縄支部	10,000 円
JPBA	40,000 円
JPBF	20,000 円
スヌーカー連盟	10,000 円

車椅子協会 5,000 円

JAPA NBA 地区支部に含み、各地区支部に協力するものとする。

4. 平成 24 年 4 月 1 日任期満了により久慈薫委員、肥田一美委員が退任。
平成 25 年 4 月 1 日現在の協力金実行委員会の委員は以下の 2 名である。
委員長 北川 幸夫
委員 横田 英樹
5. 規約 5 使途⑦を追加 平成 25 年 6 月 25 日 NBA 総会決議
6. 規約 5 使途⑧を追加 平成 27 年 3 月 26 日、26 年度 NBA 定例理事会決議

「附則」

「協力金実行委員会業務必携」

1. 収入に関する事項

①. 全国カレンダー記載料

支払方法は②全国カレンダー記載大会協力金と同時入金となる。詳細は②と同じ。

記載料の内、NBA 収入分の徴収については当委員会が集金を委託されているため、併せて請求し一括納入してもらう。

②. 全国カレンダー記載大会協力金

複数大会一括納入の申込みの無い限り期限は大会終了の 1 ヶ月後となる。

複数大会一括納入の場合の期限は最終大会終了後 1 ヶ月以内。

書式 (i) 「協力金連絡票」を NBA ホームページにアップする。

各大会主管者はこれをダウンロードし、振込時には FAX 又は Mail にて連絡する。

通知書の「要請求書」欄にチェックの入った団体については速やかに書式 (2) 「請求書」を送付する。

委員は毎月 10 日に協力金口座のコピーを取り入金チェックをする。

平成 23 年度の口座管理者を横田 英樹委員とする。

期限を過ぎて入金の確認の取れない団体については、早急に書式(3)「振込確認のお願い」を送付する。

再度の督促に対して入金となされない場合は理事会に報告し対処を委ねる。

③. 支部負担割当金

支払の期間は毎年4月1日から10月31日までとする。

委員会は4月1日以降1ヶ月以内に書式(2)「請求書」を全ての加盟支部に送付する。

10月31日を過ぎて支払の無い支部に対しての対応は②に同じとする。

2. 支出に関する事項

①. 既に助成が認められた事業に関する支出

書式(4)「助成申請書」をNBAホームページにアップする。

助成を実行する場合は既に承認を得た事業であっても、書式(4)「助成申請書」に必要な事項を記入し委員会に提出するものとする。

申請内容が既定の助成目的に添ったものであれば特に委員会決議は不要。

②. 新規に申請された事業

新規に助成を希望する団体は、書式(4)「助成申請書」に必要な事項を記入し、委員会宛FAX又はMailにて申請する。

NBA加盟支部よりの申請に限り、支部下位レベルのセクションもしくは個人単位での申請は却下する。

新規申請がなされた場合、委員会を開催し可否を審議する。

審議結果を直近の理事会にて報告する。

また申請支部に対しては書式(7)「助成事業審議結果通知書」により可否を通知する。

助成がなされた団体は当該事業終了後に書式(5)「助成事業実施報告書」を提出する。その際写真数葉、領収書のコピーを添付する。

3. 収支報告書

①. 委員会は毎年4月に定例委員会を開催し、書式(6)「収支報告書」を纏める。

23年度の作成者は北川 幸夫委員とする。

②. 収支報告書はまとめ次第直近の理事会に提出する。

4. 委員会

①. 23年度書記を久慈薫委員とする。

委員会議事録を作成し開催報告書を理事会に提出する。

②. 23年度会計を北川幸夫委員とする。

年度終了後会計報告書をまとめ理事会に提出する。

③. 23年度口座管理者を横田英樹委員とする。

毎月10日に記帳し委員長に報告する。

委員は相互の連絡を密にし情報の共有に務めることとする。